

市の魚が「クロダイ」に決定しました

関本所農山漁村振興課 ☎内線558

本市では、全国豊かな海づくり大会が来年度山形県で開催されることと、合併10周年を記念して、市のシンボルとなる「市の魚」の制定を進めてきました。2度にわたる鶴岡市市の魚制定委員会での検討と公募の結果を踏まえ、「クロダイ」を市の魚に制定しました。

■制定理由

- ▷公募で8割以上の方が選んだ魚
- ▷本市の歴史・文化を象徴する魚



■公募の結果

順位	魚種	件数	順位	魚種	件数
1	クロダイ	155	6	トラフグ	12
2	マダラ	49	//	紅エビ	12
3	口細ガレイ	42	//	ハタハタ	12
4	サクラマス	20	9	ヒラメ	8
//	マダイ	20	10	ズワイガニ	2

(応募者数188人〈1人につき2つまで選択可〉)

入園児募集

関各園、本所子育て推進課 ☎内線148または各地域庁舎市民福祉課へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◎道形(道形町)	2か月	7:20~19:00	100人	☎22 - 5841
◎新形(新形町)	2か月	7:30~19:00	90人	☎23 - 2568
◎ちとせ(稲生一丁目)	5か月	7:20~19:00	60人	☎22 - 0742
◎美咲(美咲町)	2か月	7:00~19:00	90人	☎28 - 3331
◎美咲の森(美咲町)	2か月	7:00~19:00	75人	☎24 - 5555
◎由良(由良一丁目)	3か月	7:00~19:00	45人	☎73 - 2276
◎大山(大山二丁目)	2か月	7:30~19:00	150人	☎33 - 2033
◎大山分園(大山二丁目)	5歳児	7:30~19:00	40人	☎33 - 3250
◎栄(播磨)	5か月	7:30~18:00	50人	☎29 - 2102
◎大泉(白山)	6か月	7:15~18:45	90人	☎23 - 7332
◎湯田川(藤沢)	2か月	7:30~18:30	50人	☎35 - 2017
◎民田(民田)	5か月	7:30~18:00	40人	☎24 - 4517
◎小堅(堅苔沢)	6か月	7:30~17:30	20人	☎73 - 2330
◎上郷(みずほ)	2か月	7:30~18:00	60人	☎35 - 3392
◎田川(田川)	6か月	7:30~18:00	30人	☎35 - 2715
◎三瀬(三瀬)	2か月	7:00~19:00	50人	☎73 - 3500
◎黄金(青龍寺)	6か月	7:30~18:00	70人	☎24 - 4645
◎ひばり(下川)	5か月	7:30~19:00	100人	☎75 - 3033
◎ほなみ(高田)	3か月	7:15~18:45	90人	☎28 - 2152
◎藤島こりす(藤の花一丁目)	3歳児	7:30~19:00	220人	☎78 - 2588
◎藤島くりくり(藤島)	6か月	7:30~19:00	90人	☎64 - 2167
◎大東(羽黒町手向)	1歳児	7:30~18:00	45人	☎62 - 2156
◎貴船(羽黒町後田)	6か月	7:30~19:00	120人	☎62 - 2155
◎いずみ(羽黒町山野山)	6か月	7:30~19:00	120人	☎62 - 2153
◎くしびき(上山添)	2か月	7:15~19:15	60人	☎57 - 5081
◎くしびき東部(黒川)	6か月	8:00~18:00	50人	☎57 - 4153
◎くしびき西部(上山添)	3歳児	7:15~19:15	90人	☎57 - 2848
◎くしびき南部(東荒屋)	6か月	8:00~18:00	50人	☎57 - 2845
◎朝日(下名川)	6か月	7:30~19:00	120人	☎53 - 2969
◎五十川(五十川)	2か月	7:45~17:30	30人	☎45 - 2056
◎あつみ(温海)	2か月	7:45~18:00	80人	☎43 - 3901
◎鼠ヶ関(鼠ヶ関)	2か月	7:45~18:00	40人	☎44 - 2133
◎山戸(山五十川)	2か月	7:45~17:30	20人	☎45 - 2718
◎福栄(木野侯)	2か月	7:45~17:30	30人	☎47 - 2883

きるだけ第1希望の園へお申し込みください)

- ▷提出書類…支給認定申請書(入所申込書を兼ねる)、就労証明書、保育料納付誓約書、口座振替依頼書等

- ▷入園の決定…来年1月下旬に郵送で通知予定です

※年度途中の入園希望も、受付期間内にお申し込みください。期間外の申込みには対応できない場合があります。

※新規受入可能人数以上の申込みがあった場合は、面接等で調整します。対象者には郵送で通知します。

※各園の受入年齢は就学前までですが下記の園は受入年齢が異なります。

〈鶴岡地域〉

- ・大山保育園…4歳児まで
- ・常念寺保育園分園…1歳児まで

〈藤島地域〉

- ・藤島くりくり保育園…2歳児まで

〈櫛引地域〉

- ・くしびき保育園…2歳児まで

■1号・2号・3号認定共通

- ▷保育料は保護者の今年度の市民税額に応じて決まります。

- ▷定員は、現行の認可定員であり、新規受入人数ではありません。各園及び年齢によって新規受入人数は異なり、若干名となる園もあります。また、受入年齢や保育時間も変更される場合があります。

- ▷入園手続き等の詳細は、申込書と同時に配布する「入園のてびき」を参考にしてください。



♠ = 認定こども園(幼保連携型)、◆ = 認定こども園(幼稚園型)、♥ = 認定こども園(保育所型)、◎ = 保育所

「支える、育てる、高める」未来につなぐ芸術文化の拠点

文化会館改築工事の現場見学会を開催します

申 社会教育課（櫛引庁舎） ☎57 - 4867

- ◎日 時 10月12日⑩午後1時・2時30分の2回（雨天決行）
- ◎集合場所 市役所本所正面玄関前（駐車場は市役所駐車場をご利用ください）
- ◎対 象 市内に在住または通勤・通学している小学4年生以上の方各回先着30人（小・中学生は保護者同伴）
- ◎内 容 工事の概要・進捗状況の説明と現場見学
- ◎持 ち 物 中学生以下は帽子等（貸与用のヘルメットは大人用サイズのみのため、ヘルメットの下に着用してください）

- ◎申込み 10月2日⑩～7日⑩に希望時刻・参加者全員の氏名・代表者の電話番号を同課へ。詳しくは市HPをご覧ください

平成29年8月末の竣工に向け、年内は基礎工事を、年明けには地上の躯体工事を行います。市HPで工事風景を撮影した動画等を見ることができます。

来年度の認定こども園・保育園入園児募集について

■施設利用のための支給認定

今年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、施設等（認定こども園、保育所、地域型保育）を利用する場合、支給認定を受ける必要があります。認定には、子供の年齢や利用希望等によって、3つの区分（1号認定〈満3歳以上・教育標準時間認定〉、2号認定〈満3歳以上・保育認定〉、3号認定〈満3歳未満・保育認定〉）があり、区分に応じて利用できる施設が決まります。



■1号認定での利用の場合

- ▷対象…本市に住み登録があり、教育利用を希望する児童（本市へ転入予定の児童も受け付けます）
- ▷提出書類…支給認定申請書（入所申込書を兼ねる）
- ▷手続きの流れ…①10月1日⑩から各園（表1）に直接利用希望の申込みを行い、入園の内定を受けます（市への支給認定申請は、各園を通じて行われます）②来年1月下旬に、市から支給認定書が交付されます（各園から入園に関する案内があります）

■2号・3号認定での利用の場合

- ▷対象…本市に住み登録があり、両親が仕事や病気等のため、保育を必要とする児童（出生予定、本市へ転入予定の児童も受け付けます）
- ▷申請書の配布…10月1日⑩から各園（表2）、本所子育て推進課及び各地域庁舎市民福祉課で配布します
- ▷申請書の受付…10月1日⑩～30日⑩に上記配布場所で受け付けます（で

～支給認定の流れ～



【1号認定者が利用できる施設】表1

園名	最小受入年齢	保育時間*	定員	電話番号
♠城南(のぞみ町)	満3歳	8:30～14:00	85人	☎24 - 7164
◆若葉(若葉町)	満3歳	8:00～14:00	15人	☎22 - 2237
〈◆予定〉鶴岡(泉町)	満3歳	8:30～14:00	160人	☎22 - 0658
◆いなば(藤島)	満3歳	8:10～14:00	15人	☎64 - 2310
♥にしごう(下川)	3歳児	8:30～14:00	15人	☎64 - 0245

*預かり保育も行っていきます。詳しくは各園にお問い合わせください。

【2号・3号認定者が利用できる施設】表2

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
♠城南(のぞみ町)	3か月	7:30～19:00	57人	☎24 - 7164
♠りっしょう(加茂)	2か月	7:00～19:00	60人	☎33 - 3067
◆若葉(若葉町)	満3歳	7:30～18:30	10人	☎22 - 2237
〈◆予定〉鶴岡(泉町)	満3歳	7:15～19:00	50人	☎22 - 0658
◆いなば(藤島)	満3歳	7:30～18:30	10人	☎64 - 2310
♥にしごう(下川)	3歳児	7:30～19:00	25人	☎64 - 0245
◎かたばみ(家中新町)	3か月	7:30～18:30	100人	☎22 - 0686
◎東部(日出一丁目)	3か月	7:15～19:00	120人	☎22 - 2142
◎西部(新海町)	3か月	7:30～18:30	100人	☎23 - 5646
◎南部(美原町)	3か月	7:30～18:30	120人	☎22 - 0527
◎松原(宝町)	3か月	7:15～19:00	100人	☎29 - 1501
◎荘内教会(本町三丁目)	2か月	7:30～19:00	70人	☎25 - 7070
◎常念寺(本園・分園)(睦町)	2か月	7:00～19:00	150人	☎24 - 9055



10月5日(月)にマイナンバー制度が始まります

☎制度に関すること…本所情報企画課☎内線637 通知カードに関すること…本所市民課☎内線116

■マイナンバーとは

住民票を有する国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）を付番することで、複数の機関にある個人の情報が、同一人のものであることを確認することができます。住民登録のある外国人も対象となり、社会保障や税、防災対策の分野で生涯を通じて利用されます。

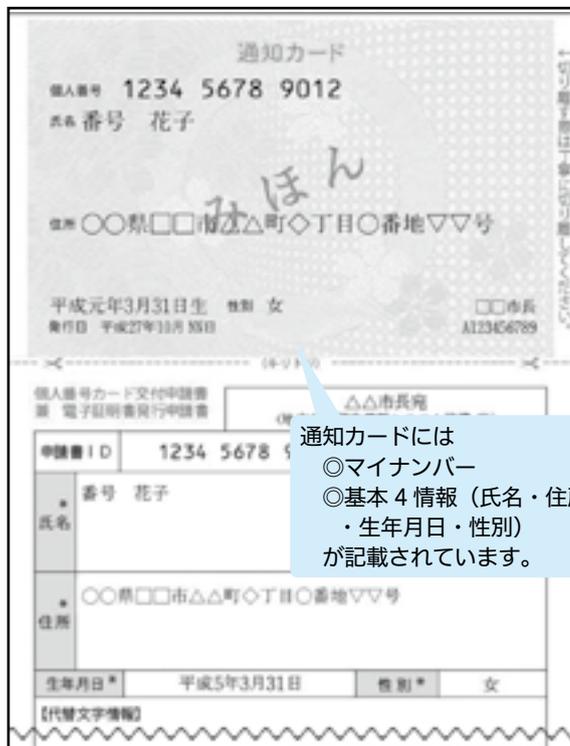
■メリット

- ▷利便性の向上…申請時に必要な課税証明書等の添付を省略でき、手続きが簡素化され、負担が軽減されます
- ▷公正・公平な社会の実現…行政機関が所得状況等を把握しやすくなり、給付金等の不正受給を防止できます
- ▷行政の効率化…行政機関・地方公共団体での各種情報の照合・入力作業など、時間と労力を削減できます

■通知カード

10月中旬以降にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が住民票の住所に送られます（転送不要の簡易書留で世帯主宛。居所情報登録を申請した方には、申請した居所に送られます）。

※通知カードの下の部分は個人番号カード（詳しくは広報11月号でお知らせします）の交付申請書です。



通知カードには
◎マイナンバー
◎基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）
が記載されています。

医療サービスの向上に向けた、様々な取り組みを紹介します

☎荘内病院総務課☎26 - 5111内線6327

■乳腺専門外来（毎月第2月曜日午後）の開設

当院を受診する乳がん患者数は年々増加し、手術や抗がん剤・放射線治療を含めると、年間延べ約400人になります。患者の多様化するニーズに応えるため、4月に乳腺専門外来を開設しました。専門医や認定看護師、ソーシャルワーカーなど多職種によるチーム医療を実践することで、乳がんの専門的な診療やケアが可能となりました。これからは患者をはじめ、ご家族にも満足いただける乳がん診療を提供していきます。

■日中一時支援事業（小児レスパイト入院の受入れ）の開始

7月に日中一時支援事業（小児レスパイト入院の受入れ）を開始しました。「レスパイト(respite)」とは、小休止や休息、息抜きという意味。新生児集中治療室(NICU)や新生児治療回復室(GCU)に長期に入院していた、または同等の症状（気管切開以上の呼吸管理が必要な場合等）を持つ15歳未満の小児患者の保護者が、諸事情で一時的に介護が困難になった場合に、医師の指示の下、小児患者の一時的な入院を受け入れます。詳しくは小児科外来または同課☎26 - 5111内線6333にお問い合わせください。



■小児入院棟への保育士の配置

7月に小児入院棟へ保育士1人を配置しました。患者一人ひとりの病状や発達に合わせた遊びを提供して、入院中のストレス軽減や気分転換に役立てています。また、ご家族への子育てに関するアドバイスも行っています。



■320列X線CT装置の更新等

放射線画像センターでは、360度全方向から人体内部を調べる「320列X線CT（コンピュータ断層撮影）装置」を更新しました。これによって、肺や心臓などの臓器の動態撮影が可能になったほか、同時期に導入した「裸眼3Dモニター」と併用することで、高精度の立体映像で患部を把握できるようになりました。また、固定具を使用したままでの放射線治療計画CTの撮影が可能な「治療用CT」等も導入しました。導入前に比べ撮影時間が大幅に短縮され、患者の負担軽減につながっています。



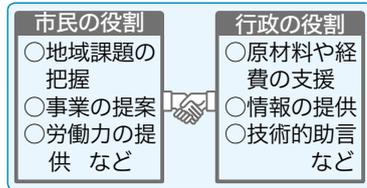
市政



市民の提案による行政との協働のまちづくり
「鶴岡ハートナズ」の取り組みを募集します

本市では、地域課題の解決や住みよ
いまちづくりのための事業提案を、随
時受け付けています。

【町内会組織、NPO、ボランティア
団体、市民活動を行う市内に住所があ
る地域活動サークル
等の団体及び市内に
営業所を有する企業・
組合等】**■事業対象
事例** 市の施設の整
備・修繕・管理、市
管理用地の利活用の
ための整備・管理等
【本所政策企画課
内線524 他市HP



健康・福祉



高齢者インフルエンザ予防
接種費用助成のお知らせ

次の方を対象にワクチン接種費用の
助成を行います。今年度から接種時期
が早まり、費用等も変更になりました
のでご注意ください。

【接種期間】 10月15日④～来年1月31
日④ 【接種会場】 本市と高齢者イン
フルエンザ予防接種の契約をしている
医療機関 【対象】 満65歳以上の方または満
60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器等の

内部障害があり身体障害者1級に該当
する方（接種券を廃止し、医療機関で
保険証等による本人確認を行います）

【助成額】 1、500円（接種費用は
医療機関で異なります） 【健康課（に
こふる） 公内線372または各地域
庁舎市民福祉課へ 他接種する前に免
除・減額の申請をすることで、生活保
護世帯の方は自己負担金が無料に、市
民税非課税世帯の方（課税世帯の扶養
になっている方は対象外）は助成額が
2、000円になります。申請は10月
13日④から受け付けますので、印鑑を
お持ちの上、事前に手続きをしてくだ
さい

【問診・歯周組織検査を受けられます
歯周疾患検診が始まります】
【10月1日④～12月28日④ 陽歯科
医師会に所属する実施医療機関（要予
約） ④今年度中に40歳、50歳、60歳、
70歳になる方（40歳総合健診で受診済
みの方を除く） ④1、500円（70
歳は無料。生活保護世帯、市民税非課
税世帯の方は免除制度あり（要事前申
請） ④受診券（9月末に送付済み）
健康課 公内線367または各地域庁
舎市民福祉課へ

子宮がん・乳がん検診を
積極的に受診しましょう

近年医学の進歩によって、がんは早
期に発見すれば治る確率が高くなって
います。検診で症状の出ない初期のう
ちにがんを発見することが重要です。
本市では、子宮がん・乳がん検診の受

診券を希望者にお送りしています。定
期的にがん検診を受けましょう。
【①子宮がん検診：平成8年4月1日
以前に生まれた女性の方 ②乳がん検
診：昭和51年4月1日以前に生まれた
女性の方で、今年度中に偶数年齢に
なる方 ③5月に送付済みの子宮が
ん・乳がん検診無料クーポン券の該当
者（今年度人間ドック等で市が実施す
る検診を受けた方または受ける予定の
方を除く） ④①・②：受診券に記載
の医療機関 ③：クーポン券と一緒に
送付したチラシに記載の医療機関 ④
受診券、クーポン券 健康課 公内線
366または各地域庁舎市民福祉課へ
他生活保護世帯、市民税非課税世帯の
方は減免制度あり（要事前申請）

【耳と手足の不自由な方の
ための巡回相談】
【10月7日④午後1時～3時 場総合
保健福祉センター（にこふる） ④18
歳以上の方で、新たに身体障害者手帳
の交付を受けた方、交付を受けてい
る方で程度変更したい方、補装具の交
付を希望する方等（現在治療中の方を
除く） ④相談科目 聴覚、肢体 ④
印鑑、保険証、身体障害者手帳（交付
済みの方） ④本所福祉課 公内線13
6または各地域庁舎市民福祉課へ

寝たきり高齢者等に
紙おむつを支給します

【次の全てに該当する方 ①65歳以上
または要介護認定を受けている40歳～
64歳 ②在宅等で介護を受けている常

時失禁状態の寝たきり高齢者等 ③本
人の市民税が非課税 ④助成対象品
紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手
袋、お尻拭き ⑤支給方法 注文を受
けた助成対象品を市の登録業者が配達
【助成限度額】 介護保険料第1段階
：月額7、000円 ⑥同2・3段階
：月額5、000円 ⑦同4・5段階
：月額2、000円（40歳～64歳は介
護保険料算定基準と本人及び世帯の課
税状況に応じ決定） ⑧各地域包括支
援センター、本所長寿介護課 公内線1
93または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療・子育て



忘れていませんか？
国民健康保険の手続き

国保の加入・脱退等の手続きは、会
社等の健康保険と異なり、各自で行い
ます。忘れずに手続きをしてください。
▼無保険の方はいませんか？
次の方以外は、原則として国保に加
入しなければなりません。手続きをし
ていない方は、早めに手続きをしてく
ださい。

①会社等の健康保険に加入している方
とその扶養家族 ②後期高齢者医療制
度に加入している方 ③生活保護を受
けている方
▼二重加入の方はいませんか？
国保に加入していた方が、会社等に
勤めることになったり、勤めている方
の扶養となったりして、新たに健康保
険に加入した場合は、国保の喪失届が

必要です。届出をしないと国保に加入したままとなり、保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください。

▼適正な健康保険に加入していますか？

国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養となる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているかを、家族が勤務する会社等で確認の上、手続きをしてください。国本所国保年金課☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

平成27年度後期高齢者医療保険料について

▼納期限の過ぎた保険料が未納の方はいませんか？

後期高齢者医療保険料の納付は、原則として年金からの差引き(特別徴収)ですが、次の方は特別徴収ができませんか、またはできない期間があり、年間保険料の全部または一部を納付書(後期高齢者医療保険料納付書兼納付済通知書)で支払うこととなります(納付書は7月に保険料の通知と一緒に送付済み)。

①差引き対象の年金額が年額18万円未満の方 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 ③今年2月以降に後期高齢者医療制度に加入した方(▽今年2月～5月に加入した方：特別徴収は10月から。7月～9月の3期分は納付書で支払い) ▽6月以降に加入した方：

今年度は全額を納付書で支払い) ④特別徴収が途中で停止となった方(昨年度中の保険料額変更によって特別徴収が途中で停止となった方は、今年10月に特別徴収を再開。7月～9月の3期分は納付書で支払い)

保険料は、納付書に記載の納期限までに納めてください。

▼口座振替について

納付書が届いた方で口座振替を希望する方は、金融機関等で手続きをする、本人または家族の口座から振替をすることが出来ます。ただし、既に納期限の過ぎた保険料は引き落とされないので、発行済みの納付書でお支払いください。

なお、以前に国保等で使用していた振替口座は引き継がれませんので、新たに口座振替の手続きが必要です。国本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

福祉医療証(身・子・親)をお持ちの方へ

福祉医療で負担した医療費が高額療養費の対象となった場合は、市が代理で保険者へ高額療養費請求(代理請求)を行います。該当した場合は、必要書類を提出してください。また、県外の医療機関で受診した場合は、医療機関窓口での自己負担額の助成は受けられません。後日、支給を申請してください。持印鑑、領収書、保険証、福祉医療証、通帳(未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの) 国本所国保年金課☎内線128または各地域庁舎

市民福祉課へ

10月は児童手当の支給月です

児童手当は中学校修了前までの児童を養育している方に年3回(6月・10月・2月)支給されます。10月に支給される児童手当は、6月～9月の4か月分で、10月15日☎が支給日です。国本所子育て推進課☎内線150または各地域庁舎市民福祉課へ

生活・その他

国勢調査員が調査票の回収に伺います

10月1日☎に調査票の回収を開始します。調査員が回収に伺いますので、既に郵送等で提出した方や、記入方法等で不明な点があった方は回収の際に調査員にお申し出ください。

☎9月に紙の調査票を配付された世帯 国本所政策企画課☎内線703または各地域庁舎総務企画課へ

鶴岡市総合防災訓練を実施します

藤島地域を会場に、大雨による洪水を想定した総合防災訓練を実施します。☎10月18日☎午前8時40分～午後0時30分 場 藤島体育館、藤島小等 内地域住民・小学生等の避難・情報伝達訓練、災害応援協定締結機関等と連携した災害対応訓練、避難所開設・運営訓練等 国本所防災安全課☎内線163

景観計画に関する事前届出を忘れずに

大規模な建築物(建築面積500㎡または高さ13mを超えるもの)・工作物(高さ15mを超えるもの)の新増改築または移転、外観の変更や色の塗り替え等については条例に基づき、事前の届出が必要です。一般住宅でも1つの敷地に複数の建物があれば届出対象となる場合がありますので工事の前に届出対象かお問い合わせください。また、このほかに美咲町の一部と羽黒地域の黒鳥居周辺では個別の制限が設けられていますので、規模に関わらず事前に相談してください。

国制度全般：本所都市計画課☎内線463 大鳥居周辺：東部建設事務室(羽黒庁舎) ☎内線277

地区計画制度に関する事前届出を忘れずに

地区計画制度に取り組み地区では建物の用途、垣や塀の構造と高さ、広告物等について規制があり、届出が必要な場合がありますので確認ください。

■実施地区 伊勢横内地区(伊勢原町の一部)、茅原地区(茅原町・字草見鶴の各一部)、南部地区(桜新町、ほなみ町、苗津町・長者町・東原町の各一部)、大山向町地区(平成町)、西部地区(美咲町の一部)、遠賀原地区(千石町・のぞみ町の各一部)、北部地区(大宝寺字日本国の一部)、小真木原地区(日枝字小真木原の一部) 国本所都市計画課☎内線463

土地売買の際は 地価調査価格を参考に

地価調査とは、山形県が県内全市町村を対象に、各地域で基準となる土地（基準地。市内では32地点）を選んだ、その適正な土地価格を公表するものです。売買対象地の条件と比較すれば、その土地のおおよその適正価格が分かります。地価調査書は、本所土木課☎内線458、各建設事務室（羽黒・朝日・温海庁舎）または県HPで閲覧できます。

10月は土地月間国土利用計画法に基づく届出を忘れずに

一定面積以上の土地売買等を行う場合、契約後2週間以内に届出が必要です。届出対象面積は、市街化区域で2,000㎡以上、その他の都市計画区域で5,000㎡以上、都市計画区域外で1万㎡以上です。なお、相続や贈与、農地法3条1項に関する取引等については届出不要です。

☎本所政策企画課☎内線524または各地域庁舎総務企画課へ ☎市HP

10月15日～21日は違反建築防止週間 建築ルールを守りましょう

▽違反建築はしない、させない ▽着工前に建築確認申請書、完了したら工事完了検査申請書を提出してください ▽崖地や災害危険区域内では、住宅等の建築が制限されている場合があるので、事前によく調べましょう ▽カーポートでも10mを超える場合は、確認

申請の手続きが必要で
☎本所建築課☎内線484または各建設事務室へ

建設リサイクル法に基づく 全国一斉パトロール

本市では10月を建設リサイクル法の強化月間として、同法に基づくパトロールを実施します。建築物等を解体するときは届出をし、分別解体及び再資源化を適正に行いましょう。

☎本所建築課☎内線484

10月は3R推進月間 3R推進でごみ減量を！

▼市民1人1日当たりのごみ排出量の昨年度実績は647g、今年度目標は645gです

ごみを減らすことは、ごみ処理による環境負荷の低減、限りある資源の有効活用、処理経費の抑制につながります。次世代のため、未来のために、積極的に3Rを推進しましょう。

▼3R（スリーアール）とは？

▽Reduce（リデュースへごみを出さない） 必要な分だけ買う。マイバッグを使い、レジ袋をもらわない。過剰包装を断る等

▽Reuse（リユースへ物を繰り返し使う） 物を修理して繰り返し使う。フリーマーケットを活用する等

▽Recycle（リサイクルへ再び資源として使う） 資源物等のごみ分別を徹底する。資源回収運動に参加する等

▼ごみ袋に入れる前に確認しよう！
▽資源ごみ（桃・黄・緑袋に入れるご

み）はサツと洗って再生推進 ▽瓶は緑袋で出して資源化促進 ▽雑がみは資源回収に出してごみ減量とリサイクルを ▽生ごみは袋に入れる前に、ギョツと水切りして軽量化

☎廃棄物対策課☎内線677

10月11日～20日は「全国地域安全運動」 みんなで作ろう安心の街

地域ぐるみで犯罪を防止し、安全で住みよい街をつくりましょう。

▽万引きは「窃盗」という犯罪です。大人も子供も、万引きは絶対しない！させない！見逃さない！ ▽鍵掛けは全ての防犯の基本です。家族みんなで話し合いましょう ▽自転車盗難を防ぎましょう。必ず施錠！防犯登録も忘れずに！

▼子供を守るういかのおすし

▽知らない人についていかぬ ▽知らない人の車にのらない ▽「助けて」とおおきな声を出す ▽安全な場所に「す」ぐ逃げる ▽近くの人、警察、家の人、学校に「し」らせる
☎本所防災安全課☎内線185

10月15日～11月14日は 高齢者の交通事故防止推進強化週間

日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故、特に道路横断中の高齢者が犠牲になる事故が多発する傾向にあります。夕方からの外出時は、明るい服装で夜行反射材を身に付けましょう。また運転者も思いやり運転を心掛け、交通事故を防ぎましょう。

☎本所防災安全課☎内線163

鉄道の事件・事故を なくしましょう

▽線路に石や物を置いて遊ばない ▽感電（2万ボルト）に注意 ▽降りている遮断機をくぐらない ▽踏切のボタンをいたざらない

☎本所防災安全課☎内線185

毒キノコによる食中毒に 注意しましょう

毎年、ツキヨタケ（石突き部分の暗紫色の染み特徴）等の毒キノコによる食中毒が多発しています。キノコを採取する場合は、次のことに注意してください。



提供：山形県衛生研究所

▽知らないキノコや不安を感じるキノコは採取しない ▽食べられるキノコとこれに似た毒キノコが混じって生えていることがあるので、十分注意する ▽食べられるキノコと違って持ち帰っても、調理前にもう一度十分確認する ▽安易なお裾分けは控える
☎健康課（にこふる）☎内線362

除雪オペレーター（除雪車の運転手・助手）の募集について

慢性的に不足する除雪オペレーターを募集します。ワークサポータールームで勤務条件等をご確認ください。
申10月1日④～11月30日④に土木課☎内線490へ